

平成三十年一月二十二日提出  
質 問 第 三 号

安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問主意書

平成三十年一月四日、首相官邸のLINEの公式アカウントで安倍総理は、「安倍晋三です。伊勢神宮に向かう道中、新幹線から美しい富士山が見えました」（「本発言」という。）と発信している。

静粛な環境の下、歴代の総理大臣が年頭にあたり伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容さ  
れていると考えられるものの、その行動を首相官邸のLINEの公式アカウントで告知することは、伊勢神  
宮の活動に関する助長、促進につながるものと考ええる。

このような観点から、以下質問する。

一 歴代の総理大臣が年頭にあたり宗教施設である伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容さ  
れていると考えているのか。政府の見解如何。

二 本発言が発信されることで、伊勢神宮への参拝者が増加し、特定の宗教施設の活動を援助、助長、促進  
するものではないのか。政府の見解如何。

三 本発言をLINEで発信することは、「昭和四六（行ツ）六九 行政処分取消等」（最高裁判所大法廷  
判決 昭和五十二年七月十三日）でいうところの、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗

教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」に該当し、日本国憲法第二十条に反するのではないか。政府の見解如何。

四 静粛な環境の下、内閣総理大臣が年頭にあたり伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容されていられると考えられるものの、その行動を事前に、首相官邸のLINEの公式アカウントで告知することは、伊勢神宮の活動に関する助長、促進につながり、不適切ではないか。政府の見解如何。

右質問する。